

お詫びと訂正

『徹底マスター社労士過去問 10 年分 (2015 年版)』の内容に、以下のような誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、次のように訂正いたします。

p258

平成 26 年 1 番上 第 9 問肢 A

[誤] 平成 26 年 6 月 30 日に事業を廃止すれば、その年の 6 月 19 日までに

[正] 平成 26 年 6 月 30 日に事業を廃止すれば、その年の 8 月 19 日までに

P283

第 88 問 解説 3 行目

[誤] 確定保険料の額が 100 万円以上であることが必要であり、

[正] 確定保険料の額が 40 万円以上であることが必要であり、

P508

第 317 問 5 行目

[誤]

納付済及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとするができる。

[正]

納付済のものを除き、これを納付することを要しないものとするができる。